

重要なお知らせ



令和7年度(来年度)から 市税の納め方が変わります!

※年金や給与から天引きされている方の変更はありません!

本市では、これまで市税の納付について、住民税・固定資産税・国民健康保険税の3税をまとめて納めていただく『集合徴収方式』にて納めていただいております。

このような中、国はデジタル化を推進していくうえで、自治体システムの全国標準化を法律で定められました。これにより、全国標準となる『単税徴収方式(税目毎に別々に納める)』に変更することが必要となります。

つきましては、令和7年度(来年度)から、市税の納め方が変わりますのでお知らせします。

令和6年度(今年度)まで 「集合徴収方式」(3税をまとめて納める)による納付回数と納付月

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税 固定資産税 国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

令和7年度(来年度)以降 「単税徴収方式」(税目毎に別々に納める)による納付回数と納付月

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税	4回			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	4回		1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

Q 「単税徴収方式」になると、どう変わるの？

A **大きく変わるのは、「納付回数」と「納付月」です。**住民税、固定資産税は、「納付回数」が10回から4回に変わります。またそれぞれ税目の「納付月」は上記表のように決められています。なお、「納付回数」と「納付月」が変わるだけで、**1年間に納める税額が増えることはありません。**

Q 口座振替はもう一度登録し直さないといけないの？

A 現在、口座振替で納付されている方は **改めて手続きをする必要はありません。**ただし、税目ごとにそれぞれ別の口座から引き落としする場合や、新たに口座振替を希望される場合は手続きが必要です。

令和7年度からの納付に関する詳細、お手続きについては、今後、市報、たけおポータル、市役所だより等でお知らせいたしますのでご確認ください。

お問い合わせ

収納課

TEL 0954—23—9219